事後対応について

■「事後対応」検証の考え方(案)

- 事後対応については、大きく次の2つの側面に分けて検討する。
 - (1) 関係当局が、事故・災害の対応として実施しなければならない諸活動
 - 事故直後の緊急対応(情報収集、救出・救助活動)
 - その後の捜索活動
 - 事故調査 (原因究明・再発防止策検討)
 - (2) 関係当局による被災者・遺族等の支援
 - こころのケア
 - 保護者・遺族などに対する説明責任
 - 継続的・多面的な支援
- 「責任追及ではなく、再発防止を指向する」という検証の基本方針は堅持する。

■「事後対応」についての論点(案)

● これまで収集した資料 (記録等)、実施したご遺族聴き取りなどをもとに整理。 ⇒次ページ

■要検討事項

● 検討体制(担当する委員・調査委員)

「事後対応」に関する論点(案)

1. 関係当局が、事故・災害の対応として実施しなければならない各種対応

A. 事故直後の緊急対応

- ✔ 現場の状況に関する早期収集・伝達
- ✓ 対策本部機能(情報整理・意思決定)の確立
- ✓ 救出・救助体制の確保(広域応援等を含む)

B. 行方不明者の捜索

- ✓ 捜索範囲に関する情報(証言等)収集の必要性
- ✓ 捜索に対する関係当局の関わり方(主体性、迅速性)
- ✔ 関係者間の情報提供・意見交換の場の設定の必要性

C. 事故調查·再発防止

- ✓ 主体的で迅速な情報収集・調査の必要性
- ✓ 調査関係情報(書類)の慎重な取り扱い
- ✓ 客観的・科学的な調査のあり方

2. 関係当局による被災者・遺族等の支援

A. 生存者・ご遺族に対するこころのケア

- ✓ こころのケア体制の確立
- ✓ 「喪の作業」などを通じたケア

B. 被災者・ご遺族等への<u>説明・情報提供</u>

- ✓ 遅滞ない説明会の開催
- ✓ 被災者・ご遺族の優先的な取扱い(報道関係者などよりも)
- ✓ 謝罪、遺憾の意の表明
- ✓ 丁寧・きめ細かな説明、やりとり
- ✔ 説明会等の報道機関への公開及び説明

C. 継続的・多面的な支援

- ✔ 継続的、きめ細やかな対応(窓口担当の配置など)
- ✓ 生活再建、訴訟問題など幅広い相談体制
- ✔ 遺族会活動などに対する支援